

第3回 中央区推奨土産品選定事業実施要領

第1 事業の目的

中央区内で販売されている商品の中から中央区観光協会（以下、「協会」という。）が、中央区推奨土産品として認定することで、中央区の魅力を伝えとともに、中央区の土産品購入の契機とする。また新たな資源発掘や商品のブランド力向上を図ることにより、区内観光・商工業振興に寄与することを目的とする。

第2 名称

この事業にて認定された土産品の名称は、「中央区推奨土産品（英名：Central Tokyo Premium Selection）」（以下、「推奨土産品」という。）とする。

第3 推奨土産品の基準

推奨土産品は、「食部門」と「モノ部門」とし、以下の全ての条件を満たすものとする。

- （1）土産品として持ち帰りが可能であり、品質や製法などにこだわり、独自性を有していること。
- （2）中央区らしさがあり、受け取った者が商品を通して中央区の魅力を感じられるものであること。
- （3）商品は区内で購入でき、かつ以下のいずれかに該当するものであること。
 - ア 区内に本店(本社)があり、自社の商品であること。
 - イ 区内に本店(本社)はないが、中央区内でのみ購入できる自社の商品であること。
- （4）毎年継続して、1年以上販売されている商品であること。なお、風物などにちなんで季節限定で作られている商品を含む。

ただし、以下に該当するものは対象外とする。

 - ア オンライン販売のみの商品
 - イ 金券および商品券
 - ウ 量販店やスーパー、コンビニエンスストアなどでのみ販売しているもの
 - エ その他、協会が該当しないと判断したもの
- （5）当該推奨土産品の事業者が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める業種を営む者でないこと。
- （6）法令などに適合した商品であること。

第4 推奨土産品の募集

- （1）推奨土産品として認定する商品の募集は、期間を定めてWebで公募により行う。
- （2）応募は、自薦他薦を問わない。
- （3）応募資格は以下のすべてに該当する者であること。
 - ア 日本国内在住であること
 - イ メールアドレスを所有していること
- （4）応募は、1人で部門ごとに最大3商品、合計6商品までとする。
- （5）応募は、1人1回（1アカウント）のみとする。

同一人が複数アカウントから応募した場合は無効とする。

第5 推奨土産品の選定

- (1) 推奨土産品の選定は、第3に定める基準を満たしている応募商品を、投票用 Web サイトにて公開し、期間を定め投票により部門ごとに行う。
- (2) 投票資格は以下のすべてに該当する者であること。
 - ア 日本国内在住であること
 - イ メールアドレスを所有していること
- (3) 投票は部門ごとに、一人当たり1店舗につき1商品のみとし、合計3商品まで、「食部門」「モノ部門」合わせて最大6商品までとする。
- (4) 投票は、1人1回（1アカウント）のみとする。同一人が複数アカウントから投票した場合は無効とする。

第6 推奨土産品の認定及び認定期間

- (1) 投票の結果、投票数の多い土産品のうちから協会が認めた商品を、部門ごとに各20商品、合計40商品を「推奨土産品」として認定する。
- (2) 認定する商品は一事業者につき一商品のみとする。
- (3) 認定期間は、公表日から3年間（3年後に実施する選定事業において認定する推奨土産品を公表する日の前日まで）とする。
- (4) 推奨土産品として認定する商品の事業者は、当該推奨土産品として認定及びPRを受ける意向があり、且つ認定期間中は、中央区ならびに中央区観光協会のPR活動に協力する意思がある者とする。
- (5) 協会は「推奨土産品」として、合計40商品に認定証を発行する。
- (6) 推奨土産品の事業者は、認定商品を広くアピールする目的で専用ロゴマークを使用料の負担なく利用できる。

第7 推奨土産品選定の宣伝・周知

協会は推奨土産品の選定にあたり、各メディア等を通じて配信を依頼するほか、協会 Web サイトや SNS、中央区観光情報センターの Web サイトや SNS などを活用し周知を図る。

第8 推奨土産品の公表及びPR

推奨土産品に係る次の情報は、協会 Web サイト及び中央区観光情報センターWeb サイト、その他協会が必要と認める媒体で公表するとともに、マスコミへのプレスリリースや情報提供、協会が認める効果的な方法によりPRを行うものとする。

- ① 名称及び写真
- ② 販売店舗名（または事業者名）、所在地、電話番号、営業時間及び定休日
- ③ 販売価格
- ④ 商品の特徴
- ⑤ その他、公表に同意した情報

第 9 中央区版ふるさと納税返礼品について

推奨土産品については、中央区の魅力を発信する「中央区版ふるさと納税」の返礼品として登録されることがある。なお、登録にあたっては、総務省が定める地場産品基準への適合及び区による審査を要するものとする。

第 10 推奨土産品の販売

推奨土産品は、事業者が希望し、かつ次の条件をすべて満たす場合、協会及び中央区観光情報センターにおいて商品を販売することができる。

- (1) 協会及び中央区観光情報センター、協会オンラインサイト「東京まんなか ippin 堂」で販売可能な商品
- (2) 協会における委託販売条件について合意可能な商品

第 11 認定の取り消し

次の各号に該当する場合は、推奨土産品の認定を取り消すことができる。

- (1) 認定の条件を満たさないことが判明した場合
- (2) 商品の販売を廃止、または 1 年以上中止した場合
- (3) 「推奨土産品」のブランド価値を低下させる行為があった場合や、認定された商品以外の商品を認定品として取り扱った場合
- (4) 関係法令の違反や、品位、信用を著しく失う行為があった場合
- (5) その他、事務局長が認めた場合

第 12 応募者及び投票者へのお礼

- (1) 推奨土産品の応募及び投票に参加した方の中から抽選で、「食部門」「モノ部門」各 5 名（計 10 名）に粗品を贈呈する。
- (2) 協会が当選者に連絡をした日から一週間経過して連絡が無かった場合は、当選を無効とする。

第 13 委任

この要領に定めのない事項で、事業運営上必要な事項については事務局長がこれを定める。